

京 医

No.2178

令和2年8月1日

都 報

毎月2回（1日・15日）発行 購読料・年6,000円

8.1
2020
August

KYOTO

第 147 回 日本医師会定例代議員会

新型コロナウイルス感染症に係る検査を
行政検査として委託契約を行った医療機関の
診療報酬請求について

目 次

2 第 147 回 日本医師会定例代議員会

6 府医ドクターバンクのご案内

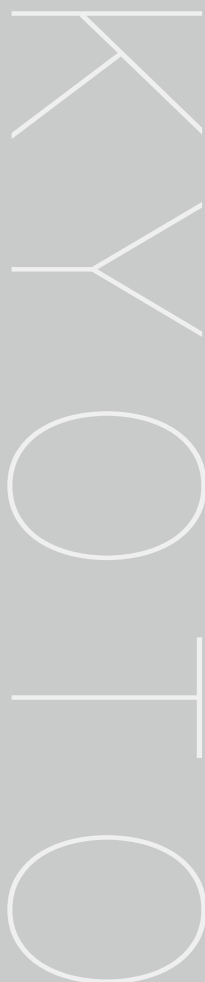
8 医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

12 おしらせ

・第 22 回京都府医師会生涯教育セミナー開催のお知らせ

15 会員消息

17 理事会だより



付 録

■ 保険だより

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る検査を行政検査として委託契約を行った医療機関の診療報酬請求について
- 3 新型コロナウイルス核酸検出検査に係るQ&Aについて
- 3 京都市の老人医療費支給制度（㊸41）の案内ポスターについて
- 4 ひとくちメモ 唾液による新型コロナ PCR 検査実施時における院内トリアージ実施料の算定について
- 4 向日市および大山崎町の子育て支援医療費助成制度㊸の拡充について
- 5 近畿厚生局への施設基準に係る報告（7.1 報告）について報告忘れに注意！
- 6 南丹市単独福祉医療費助成制度（㊸重度心身障害児者医療）の受給者証の更新について
- 7 検査料の点数の取り扱いについて 7月1日から
- 9 フェントステープ 0.5mg 等の留意事項の一部改正等について
- 11 ゼオマイン筋注用 50 単位，同筋注用 100 単位および同筋注用 200 単位の使用にあたっての留意事項について
- 12 被爆者健康手帳の無効通知について

■ 地域医療部通信

- 1 ロタウイルスワクチン予防接種の定期接種化について～京都市予防接種協力医療機関募集のお知らせ～
- 3 令和2年7月3日から大雨による災害にかかる予防接種の取り扱いについて
- 4 在宅医療推進基盤整備事業補助金実施について

■ 介護保険ニュース

- 1 新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求（7月提出分および8月提出分）の取り扱いについて
- 1 高額介護（予防）サービス費に係る激変緩和措置の終了について

第147回 日本医師会定例代議員会開催

中川新執行部発足

城守 国斗・府医顧問が2期目の常任理事に 松井 道宣・府医会長が理事に就任



6月27日(土)日医会館において、第147回日医定例代議員会が開催された。まず、議長選挙が行われ、池田秀夫議長が選出された。続いて、令和2年度事業計画および予算、令和元年度事業報告ならびに第1号議案令和元年度日医会費減免申請、第2号議案令和元年度決算、第3号議案令和3年度日医会費賦課徴収が承認された後、任期満了にともなう日医役員選挙が行われ、中川新執行部が発足した。

また、城守府医顧問が常任理事2期目として当選し、松井府医会長が理事に当選した。

なお、第148回日医臨時代議員会は中止され、ブロック代表質問は、日医雑誌8月号にて紙面上での答弁に変更されている。近畿ブロックからは「混迷を深める新専門医制度の抜本的見直しの必要性」について、小野府医副会長より質問を提出している。

中川新日医会長 挨拶

中川日医会長は、冒頭、新執行部の選任に謝辞を述べ、日医執行部に入って14年間、色々な思いを持って政府に対して意見具申してきたと振り返った。また、今後の日医のあり方について、「柔軟でかつ強靱な、そして、国民の健康と命を守るためならどんな圧力にも決して負けない、堂々と物を言える新しい日医に変えていこうと思っている」と抱負を述べた。

日本医師会役員等選挙 投票結果

任期は令和2年6月27日～令和3年度に関する定例代議員会（令和4年6月予定）終結時まで。投票結果は以下のとおり。☆は当選者。

（順序は選挙時の抽選，敬称略）

【会 長】 定員1名

投票総数 371 票（白票4票・無効2票）

中川 俊男（北海道） 191 票 ☆

横倉 義武（福岡県） 174 票

【副 会 長】 定員3名

猪口 雄二（東京都） ☆

松原 謙二（大阪府） ☆

今村 聡（東京都） ☆

茂松 茂人（大阪府） ※立候補取り下げ

柵木 充明（愛知県） ※立候補取り下げ

【常任理事】 定員10名

江澤 和彦（岡山県） ☆

長島 公之（栃木県） ☆

松本 吉郎（埼玉県） ☆

羽鳥 裕（神奈川県） ☆

城守 国斗（京都府） ☆

釜范 敏（群馬県） ☆

渡辺 弘司（広島県） ☆

神村 裕子（山形県） ☆

宮川 政昭（神奈川県） ☆

橋本 省（宮城県） ☆

道永 麻里（東京都） ※立候補取り下げ

小玉 弘之（秋田県） ※立候補取り下げ

平川 俊夫（福岡県） ※立候補取り下げ

近藤 太郎（東京都） ※立候補取り下げ

【理 事】 定員15名（1名欠員）

長瀬 清（北海道） ☆

松山 正春（岡山県） ☆

松井 道宣（京都府） ☆

中尾 正俊（大阪府） ☆

二井 栄（三重県） ☆

入江 康文（千葉県） ☆

小原 紀彰（岩手県） ☆

野田 正治（愛知県） ☆

藤井 美穂（北海道） ☆

尾崎 治夫（東京都） ☆

齋藤 義郎（徳島県） ☆

河野 雅行（宮崎県） ☆

菊岡 正和（神奈川県） ☆

樗木 等（佐賀県） ☆

松田峻一良（福岡県） ※立候補取り下げ

【監 事】 定員3名

寺下 浩彰（和歌山県） ☆

佐藤 武寿（福島県） ☆

岡林 弘毅（高知県） ☆

【裁定委員】 定員11名

嶋田 丞（大分県） ☆

末長 敦（岡山県） ☆

稲川 昭（北海道） ☆

安楽 之孝（栃木県） ☆

小林 博（岐阜県） ☆

樋代 昌彦（長野県） ☆

齊藤 勝（青森県） ☆

山本 光興（東京都） ☆

柏井 洋臣（和歌山県） ☆

月岡 関夫（群馬県） ☆

白岩 照男（東京都） ☆

【代議員会議長】 定員1名

投票総数 370 票（白票5票・無効0票）

池田 秀夫（佐賀県） 191 票 ☆

馬瀬 大助（富山県） 174 票

【代議員会副議長】 定員1名

太田 照男（栃木県） ☆

日本医師会 執行部職務分担表

(役員別，敬称略，◆＝新任)

会 長	中川 俊男 ◆	統括
副 会 長	今村 聡	総務担当
	松原 謙二	学術担当
	猪口 雄二 ◆	政策担当
常 任 理 事	羽鳥 裕	健康スポーツ，学術・生涯教育（医学会），倫理，医療廃棄物， 公衆衛生・禁煙対策・がん対策
	釜菴 敏	地域医療，医療関係職種，感染症危機管理対策・予防接種
	松本 吉郎	総務，医療保険，共同利用施設，環境保健，医療機関経営
	城守 国斗	広報，医療安全，医賠償，医師国保，日医総研
	長島 公之	医療政策，情報，救急災害医療，労災・自賠償，年金， 会員情報（電子認証センター）
	江澤 和彦	介護保険・福祉（認知症を含む），精度管理，精神保健（障害を含む）， 図書室
	橋本 省 ◆	財務，国際，勤務医，病院
	宮川 政昭 ◆	税制，薬事，健・検診，治験促進センター
	渡辺 弘司 ◆	学校保健，先端医療（遺伝子医療，再生医療，生殖医療，臓器移植等）， 周産期・乳幼児保健，医事法制，検案
	神村 裕子 ◆	産業保健，国民生活安全対策，有床診療所，会員福祉，男女共同参画， 女性医師支援センター

京都府医師会事務局の業務時間について

府医事務局の業務時間は以下のとおりです。

曜 日	業 務 時 間
月 ～ 金	午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分
土	午前 9 時 30 分～午後 1 時 30 分 ・ 第一土曜日は休館日で会館は閉鎖しています。 ・ 第一土曜日以外の土曜日は会議等の終了時（おおむね午後 5 時頃）までは、事務局当番がいます。
日 ・ 祝	休館日

※駐車場に限りがありますので、ご来館時にはなるべく公共交通機関をご利用ください。特に土曜日午後は急病診療所の診療時間内でもあり、多くの患者の来館が見込まれますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※会館駐車場をご利用の際は、駐車券を3階事務局までお持ちください。割引処理をいたしますが、割引後も有料となりますのでご注意ください。

※ 8 月 15 日(土) は夏季休館日として、事務局を休務いたしますので、ご了承ください。

京都府医師会 会費減免についてのお知らせ

京都府医師会では、傷病、不慮の災害、産前・産後休暇・育児休業、その他特別の事由による、会費減免制度がございます。

詳細については府医・経理課（075-354-6103）までお問い合わせください。

京都府ナースセンター 『e-ナースセンター』のご紹介

京都府ナースセンター（公益社団法人京都府看護協会）では、看護師、准看護師、助産師の無料職業紹介を行っています。看護職の人材をお探しの医療機関におかれましては『e-ナースセンター』のWEBサイトをご確認ください。なお、紹介にあたっては登録が必要ですが、無料で登録・利用できます。

京都府ナースセンター

TEL：075-222-0316 FAX：075-222-0528

e-ナースセンター URL <https://www.nurse-center.net/nccs/>



京都府医師会 ドクターバンクのご案内

京都府医師会ドクターバンクは京都府内の医療機関に対して、登録医師を紹介する制度です。
 ★利用料はいただきません。 ★対象は医師（常勤・非常勤）です。
 ※求人・求職（雇用形態等）に関するお問合せにつきましては、京都府医師会ドクターバンク（TEL 075-354-6104
 FAX 075-354-6074）までご連絡ください。直接医療機関へ連絡することはご遠慮ください。

医師バンク

<京都市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都鞍馬口医療センター	京都市北区小山下総町 27	内・神内・救急
京都博愛会病院	京都市北区上賀茂ケシ山 1	リハ・整外・神内
富田病院	京都市北区小山下内河原町 56	循内・整外・他
京都からすま病院	京都市北区小山上総町 14	消内・神内・外
北山武田病院	京都市北区上賀茂岩ヶ垣内町 99 番地	内・形外
堀川病院	京都市上京区今出川通堀川上ル	呼内・消内・腎内
京都民医連中央病院	京都市中京区西ノ京春日町 16-1	内・リハ・外
洛和会丸太町病院	京都市中京区聚楽廻松下町 9 番 7	内・循内・消内
大澤クリニック	京都市中京区錦小路通東洞院東入西魚屋町 617	内・消内・外
京都回生病院	京都市下京区中堂寺庄ノ内町 8-1	内・外・整外
明石病院	京都市下京区西七条南衣田町 93	内・外
康生会武田病院	京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5	内・救急
たなか睡眠クリニック	京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町 99 四条 SET ビル 5 階	内・呼内・循内・精・耳
医療法人社団恵心会京都武田病院	京都市下京区西七条南衣田町 11 番地	消内・泌・外
医道会十条武田リハビリテーション病院	京都市南区吉祥院八反田町 32 番地	循内・整外・リハ
光仁病院	京都市南区四ツ塚町 75	内・皮
嵯峨野病院	京都市右京区鳴滝宇多野谷 9	内・呼内・老年
京都市立京北病院	京都市右京区京北下中町鳥谷 3	内・外・整外
国立病院機構宇多野病院	京都市右京区鳴滝音戸山町 8	消内・脳外・リハ
京都双岡病院	京都市右京区常盤古御所町 2	内・神内・精
吉川病院	京都市左京区聖護院山王町 1	内・整外
くみこクリニック	京都市左京区下鴨南野々神町 2-9	皮・美外
京都大原記念病院	京都市左京区大原井出町 164	内・神内・脳外・整外
京都近衛リハビリテーション病院	京都市左京区吉田近衛町 26	内・神内・脳外・整外
洛西ニュータウン病院	京都市西京区大枝東新林町 3-6	内・整外
京都桂病院	京都市西京区山田平尾町 17 番	内（一般）・麻・救急
育生会京都久野病院	京都市東山区本町 22 丁目 500 番地	整外・救急・内・外・リハ
鈴木形成外科	京都市東山区大橋町 89-1	アレ・皮
洛和会音羽病院	京都市山科区音羽珍事町 2	内・救急・麻
洛和会音羽リハビリテーション病院	京都市山科区小山上北溝町 32-1	内・リハ
洛和会音羽記念病院	京都市山科区小山鎮守町 29-1	内・腎内
京都東山老年サナトリウム	京都市山科区日ノ岡夷谷町 11	内・精・リハ
蘇生会総合病院	京都市伏見区下鳥羽町広長町 101	内・呼内・脳外
老健施設あじさいガーデン	京都市伏見区向島二ノ丸町 151-81	内
医仁会武田総合病院	京都市伏見区石田森南町 28-1	内・産婦・救急
伏見桃山総合病院	京都市伏見区下油掛町 895	腎内・神内・内
介護老人保健施設京しみず	京都市伏見区羽束師古川町 177	内・呼内・循内
京都府赤十字血液センター	京都市伏見区中島北ノ口町 26	

<宇治市・城陽市・久御山町・八幡市・京田辺市・相楽郡>

医療機関名	所在地	募集科目
宇治武田病院	宇治市宇治里尻 36 - 26	循内・眼・放
京都工場保健会宇治支所	宇治市広野町成田 1 番地 7	内・循内・婦
六地藏総合病院	宇治市六地藏奈良町 9 番地	内・整外・リハ
宇治病院	宇治市五ヶ庄芝ノ東 54 - 2	神内・外（消外）
宇治徳洲会病院	宇治市槇島町石橋 145	腎内・児・麻
京都岡本記念病院	久御山町佐山西ノ口 58	内・外・麻
ほうゆう病院	城陽市寺田垣内後 43 - 4	内・消内・糖内
男山病院	八幡市男山泉 19	内・消内・整外
石鎚会田辺中央病院	京田辺市田辺中央 6 丁目 1 番地 6	内・救急
石鎚会田辺記念病院	京田辺市田辺戸絶 1 番地	リハ
不動園診療所	宇治市白川東山 15 番地	精神・外
学研都市病院	相楽郡精華町精華台 7 丁目 4 - 1	内・循内

<亀岡市・南丹市・船井郡・綴喜郡>

医療機関名	所在地	募集科目
亀岡病院	亀岡市古世町 3 丁目 21 番 1 号	内
亀岡シミズ病院	亀岡市篠町広田 1 丁目 32 - 15	消内・整外
明治国際医療大学附属病院	南丹市日吉町保野田ヒノ谷 6 - 1	内・神内・外・麻
国保京丹波町病院	船井郡京丹波町和田大下 28 番地	内
特別養護老人ホームいでの里	綴喜郡井手町井手弥勒 1 - 1	内

<綾部市・福知山市・舞鶴市>

医療機関名	所在地	募集科目
京都協立病院	綾部市高津町三反田 1	内・消内・整外
綾部ルネス病院	綾部市大島町二反田 7 - 16	内・外・脳外
静寿会渡辺病院	福知山市牧 1616 - 1	内・外・リハ
松本病院	福知山市土師宮町 2 丁目 173 番地	内・循内・整外
舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷 427	内・消内・神内
舞鶴共済病院	舞鶴市字浜 1035	内・放・救急
医誠会東舞鶴医誠会病院	舞鶴市大波下小字前田 765 - 16	精・内
介護老人保健施設エスペラル東舞鶴	舞鶴市大波下小字前田 765 - 16	内・他
市立舞鶴市民病院	舞鶴市字倉谷 1350 - 11	内

<宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町>

医療機関名	所在地	募集科目
宮津武田病院	宮津市鶴賀 2059 - 1	内・外
京丹後市立弥栄病院	京丹後市弥栄町溝谷 3452 - 1	内・外・児・産
京丹後市立久美浜病院	京丹後市久美浜町 161	内・整外・眼

診療所継承

行政区	左京区	診療科	眼
概要	譲渡，土地（約 90 坪），建物（約 110㎡）		
行政区	伏見区	診療科	外・整外・肛・内
概要	譲渡または賃貸，土地（約 460㎡），建物 2 階建て，一部 3 階と地階（計約 480㎡）		
行政区	山科区	診療科	眼
概要	譲渡，土地（36.74㎡），建物（105.05㎡）		
所在地	相楽郡精華町	診療科	内・アレ・リハ・（児）
概要	賃貸，土地（約 32 坪），建物延（約 180㎡）		
行政区	長岡京市	診療科	内・児
概要	賃貸，土地（約 240㎡），建物（約 130㎡）		
行政区	北区	診療科	内・児
概要	賃貸，土地（141.73㎡），建物（138.56㎡） ※引き渡しについての詳細はお問い合わせください		
行政区	北区	診療科	整外
概要	賃貸，土地（約 60 坪），建物（110㎡）		
行政区	北区	診療科	耳
概要	賃貸，土地（104.07㎡），診療所面積（67.12㎡） ※受け渡しは 9/20 以降		

◆運用について

※登録情報につきましては，厳重に管理し，登録者の個人情報の保護に努めます。
 ※求職登録につきましては，いただいた求職票を京都府医師会ドクターバンクで保管しますが，ホームページには公開しません。
 府医でも参照は関係者のみとし，限定的に取り扱いをさせていただきます。

府医ドクターバンクホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp/member/bank/index.html>

医療事故調査制度『相談窓口』のお知らせ

平成 26 年 6 月の医療法の一部改正により平成 27 年 10 月 1 日から「医療事故調査制度」が施行されています。今回の制度においては①医療事故の判断②院内医療事故調査委員会の実施③支援センターへの報告④遺族への説明等、管理者としての判断・責任が非常に大きくなっています。また、中立性、公平性の担保という観点からも、外部からの支援を受けることが求められています。

各医療機関におかれましては、万が一、対象となる死亡事案が発生した際には、適切な対応をお願いするとともに、京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会（窓口：府医）にご相談ください。

府医では、医療機関における『初期対応マニュアル（第 4 版）』『初期対応チェックリスト』を作成していますので、是非、ご活用ください（京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会 WEB サイトよりダウンロードできます）。

医療事故調査・支援センター

（一社）日本医療安全調査機構

-
- | | |
|-----------------|---|
| ■ 医療事故 相談専用ダイヤル | 03 - 3434 - 1110 |
| ■ メールアドレス | chuo.anzen@medsafe.or.jp |
| ■ 対応時間 | 24 時間 365 日対応 |
| ■ URL | http://www.medsafe.or.jp/ |

京都府医療事故調査等支援団体連絡協議会

（一社）京都府医師会 医療安全課

-
- | | |
|-----------|---|
| ■ 専用電話 | 075 - 354 - 6355 |
| ■ 対応日時 | 平日 午前 9 時～午後 6 時 土曜日 午前 9 時～午後 1 時
(※休日・夜間については、医療事故調査・支援センターで対応) |
| ■ メールアドレス | jikocho@kyoto.med.or.jp |
| ■ URL | https://www.kyoto.med.or.jp/ma/ |
| ■ 相談内容 | ①制度概要に関する相談
②事故判断への相談
③院内事故調査への技術的支援
(1)外部委員の派遣
(2)報告書作成支援
(3)解剖・Ai 実施支援 |

「京の医・食・住」のご案内

府医では「府医の存在」を広く府民に知ってもらうことを目的に「京の医・食・住」を発刊しています。この「京の医・食・住」はタイトルのとおり、京都に特化し、様々なライフスタイルを取り上げ、著名人や各方面のスペシャリストなどとの対談「医心伝心」を目玉企画として巻頭に設けています。

さらに「医療を支える女性たち」では、子育て中の医療従事者に、仕事と家庭の両立方法などを取材し、子育ての環境や工夫していることなどを掲載することで、読者に役に立つコーナーを目指しています。また、テーマに即した女性医療従事者を取り上げることで、職業紹介の側面も併せ持つコーナーとしてあります。

これまで、以下のとおり全 11 号を発刊しており、非常に好評をいただいております。患者さんの読み物として医療機関の待合室などに置いていただき、診療の一助を担えれば幸いに存じます。

創刊号「日本人にとって和食とは？日本の食文化の現在・過去・未来」

京料理 萬重 若主人 田村 圭吾
山ばな 平八茶屋 代表取締役社長 園部 晋吾
奈良女子大学 名誉教授 NPO 法人日本料理アカデミー 理事 的場 輝佳

第2号「運動と医療の関係」

元阪神タイガース選手（現 野球解説者） 桧山 進次郎

第3号「人と住まいの幸福な関係」

株式会社 坂田基禎建築研究所 坂田 基禎

第4号「守るべきもの、変わるべきもの」

藤井絞株式会社 代表取締役社長 藤井 浩一

第5号「スポーツが育んでくれる『人生の恵み』」

朝原 宣治
奥野 史子

第6号「地方生活の“今”と“これから”」

タレント 太川 陽介

第7号「京都と水、大地の豊かな関係」

京都府立大学 生命環境科学研究科 環境科学専攻／生命環境学部 環境デザイン学科 松田 法子

第8号「氷上で輝くトップスケーターの体をつくる食と運動」

フィギュアスケーター 宮原 知子

第9号「心が華やく、コミュニケーションが生まれる“生活の質”を高める器」

陶芸家 森野 彰人

第10号「吉岡里帆が故郷を語る ステキな“まち・こと・ひと” 吉岡的 素顔の京都」

女優 吉岡 里帆

第11号「気鋭の書家、川尾朋子が語る 人の心を開き、豊かにする 書のチカラ」

書家 川尾 朋子

つきましては、発刊時に、本誌に同封してお送りいたしますが、これらのバックナンバーにつきまして、追加送付を希望される会員がおられましたら府医総務課（TEL：075-354-6102）までご連絡ください。

在庫に限りがございますので、お送りする冊数を調整させていただく場合がございます。予めご了承ください。



第7号



第8号



第9号



第10号



第11号

広報誌『Be Well』のバックナンバー紹介

ご好評をいただいております府医発行の府民・市民向け広報誌『Be Well』につきましては現在 91 号まで発行しております。

右記のバックナンバーにつきましては在庫がございますので必要な方は

府医：総務課
(TEL 075-354-6102)

までご連絡ください。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 28号▶子どもの発熱 | 75号▶食中毒の予防 |
| 38号▶エイズ患者・HIV感染者
今のままでは増え続けます | 76号▶RSウイルス感染症、ヒトメ
タニューモウイルス感染症 |
| 41号▶食育—生涯を通して、健康で
豊かな生活を送るために— | 77号▶性感染症 STI |
| 42号▶男性の更年期障害 | 78号▶コンタクトレンズによる目
の障害 |
| 47号▶一酸化炭素中毒 | 79号▶肝炎・肝がん |
| 54号▶子宮がん | 80号▶難聴 |
| 55号▶ヒブワクチンと小児用肺炎
球菌ワクチン | 81号▶爪のトラブル（巻き爪・爪
白癬） |
| 60号▶過敏性腸症候群 | 82号▶脳卒中 |
| 65号▶感染症罹患時の登園（校）
停止基準と登園届 | 83号▶大人の便秘症 |
| 66号▶前立腺がん検診 | 84号▶熱中症 |
| 67号▶COPD とは？ | 85号▶毒虫 |
| 68号▶脳卒中 | 86号▶動脈硬化 |
| 69号▶PM2.5 と呼吸器疾患 | 88号▶認知症 |
| 70号▶BRCA について | 89号▶CKD（慢性腎臓病） |
| 71号▶サルコペニアって何ですか？ | 90号▶急性心筋梗塞 |
| 73号▶不妊症 | 91号▶消化器がんの予防と検診 |

日本医師会

医師年金

—ご加入のおすすめ—

医師年金は、日本医師会が運営する医師専用の私的年金です。

日本医師会会員で満64歳6カ月未満の方が加入できます（申し込みは64歳3カ月までをお願いします）。

医師年金
ホームページで
ご加入時の

受取年金額のシミュレーションが
できます！

医師年金 検索 <http://www.med.or.jp/nenkin/>

● 医師年金の特長 ● 医師年金のしくみ ● 医師年金シミュレーション ● よくあるご質問 ● 手続ガイド ● お問い合わせ・資料請求

豊かで安心できる将来に向けて

見積もり機能拡充
～現役引退後、公的年金だけで、現在の生活水準を維持できますか？～

医師年金シミュレーション

ご加入の際の年金額についてシミュレーションしてみましょう。

保険料からシミュレーション 受給年金からシミュレーション

マイページに登録した後、ネット上で医師年金加入の仮申し込みができます。

マイページ登録 マイページへログイン

【シミュレーション方法】

トップページから「シミュレーション」に入り、ご希望の受取額や保険料、生年月日を入力すると、年金プランが表示されます。

【仮申し込み方法】

「マイページ」に登録すると、ネット上で医師年金の仮申し込みが可能となります。

お問い合わせ・資料請求：日本医師会 年金・税制課 ☎03-3942-6487(直) (平日 9時半～17時)

● 京都府医師会・会員メーリングリストにご登録ください ●

府医では、会員の先生方の迅速な意見交換、情報交換の場として「府医・会員メーリングリスト」（以下、ML）を運用しております。

MLでは、府医から感染症情報なども適宜発信しております。GmailとPCアドレスなどを複数ご登録いただくことも可能です。すでにご登録いただいている会員の先生方も、スマホやタブレットなどでご確認いただくために、登録アドレスを見直しませんか。下記登録方法にてお申し込みください。

『京都府医師会・会員メーリングリスト利用規約』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-kiyaku.pdf>

『京都府医師会・会員メーリングリスト運用ガイドライン』

<https://www.kyoto.med.or.jp/doctor/ml-unyoungaido.pdf>

登録方法 以下の申込先フォーム URL よりご登録をお願いいたします。
アドレスは2つまでご登録いただけます。

(パソコン) <https://ssl.formman.com/form/pc/JpJfpmjNSAt4OKE3/>

(携帯) <https://ssl.formman.com/form/i/JpJfpmjNSAt4OKE3/>



上記の方法によりご登録できない場合は、FAXでのお申し込みを受け付けます。

必要事項(①地区医師会名 ②医療機関名 ③氏名 ④メールアドレス)をご記入の上、総務課(FAX:075-354-6074)まで送信してください。

※お申し込みいただいた会員の先生方には、府医事務局においてアドレスを登録し、確認メール(件名:「Welcome to kyoto-med mailing list」)にて、順次、直接通知いたします。

京都府医師会ホームページを ご利用ください！



府医ホームページでは、府医の活動を会員に迅速に伝達するコンテンツを用意しています。ぜひご活用ください。

府医ホームページ URL <https://www.kyoto.med.or.jp/>

■ 京都医報

<https://www.kyoto.med.or.jp/member/report/index.shtml>

■ 府医トレセン

<https://www.kyoto.med.or.jp/tracen/>

■ 府医在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

<http://kyoto-zaitaku-med.or.jp>

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症情報は、府医ホームページ「新型コロナウイルス情報」をご覧ください。





第 22 回京都府医師会生涯教育セミナー開催のお知らせ

本セミナーは、プライマリ・ケアを担う医師にとって必要とされる基礎的な知識を再確認でき、日常診療にすぐに生かせるような内容で、府医主催にて企画・開催しております。今回のセミナーでは、「在宅医療」をテーマとし、8月22日(土)に開催いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、定員制(申し込み先着順)となっておりますので、受講を希望される方は、以下の「申し込み時の注意」をご確認の上、お申し込みください。

なお、本講演はビデオ収録いたしますので、後日、講演映像をHPにアップする予定です。

申し込み時の注意

- ・今回開催にあたり、ソーシャルディスタンス確保のため、受講人数を制限しています。
- ・欠席される場合は、必ず事前にご連絡をお願いいたします。
- ・受講者は手洗・消毒、マスクの着用をお願いいたします。また、当日風邪等の症状がある方は受講をお控えください。
- ・専門医共通講習単位が喫緊に必要である方以外は、後日、HPに講演映像をアップいたしますので、極力そちらをご覧ください(ただし、当日受講しないとHPでの視聴の場合は専門医共通講習単位および日医生涯教育単位の取得ができませんので、予めご了承ください)。

申し込み方法 「申し込み時の注意」をご一読いただき、以下 URL もしくは QR コードよりお申し込みください。

<https://ssl.formman.com/form/pc/zOXBg6dGYIHypPfe/>



上記申込フォームが使用できない場合は、gakujyutu@kyoto.med.or.jp まで以下項目を入力の上、メールでお申し込みください。なお、メールのサブジェクトは「第22回京都府医師会生涯教育セミナー受講申込」としてください。

- | | | |
|----------|------------|----------|
| ①氏名(全角) | ②氏名カナ(全角) | ③性別 |
| ④職種 | ⑤所属医療機関 | ⑥診療科 |
| ⑦連絡先(住所) | ⑧連絡先(電話番号) | ⑨メールアドレス |

※申し込みは先着順のため、WEB申し込みのみとさせていただきます。

申し込み締切 8月3日(月) 厳守

※締切日を過ぎてのお申し込みは原則受付できかねます。

定 員	70 名 ※質疑応答が可能な会場とできない会場、ランダムで割り振りとなります。
対 象	<u>府医会員のみ申し込み可能</u> ※他府県・府医非会員の方のお申し込みはご遠慮ください。
映像配信	映像をアップしますので、定員に漏れた方はそちらをご視聴ください。 (映像視聴では単位の取得ができませんので予めご了承ください。)
受講決定	受講決定者には申し込み締切日以降に受講決定通知を送付いたします。 定員に漏れた方については、HP 上の映像配信ページの URL・ID・パスワードを通知いたします(動画編集のため、講演会終了後より一定期間後の公開となります)。 ※開催時の情勢により中止もしくは延期となる恐れがあります。
担 当 課	学術生涯研修課 TEL：075－354－6104

＝ プ ロ グ ラ ム ＝

第 22 回京都府医師会生涯教育セミナー

と き 令和 2 年 8 月 22 日(土) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 35 分

と ころ 京都府医師会館

司会：京都府医師会 理事 高橋 滋

座長：京都府医師会 学術・生涯教育委員会 委員長 西村俊一郎 先生

講 演 1 テーマ「地域医療における在宅医療」

「心不全患者の在宅医療」

京都府立医科大学附属病院 循環器内科 講師 白石 裕一 先生

「京都における小児在宅医療の取組みと課題～医療的ケア児実数調査から見えてきたこと～」

はせがわ小児科 院長 長谷川 功 先生

日医生涯教育講座 カリキュラムコード：12. 地域医療 1 単位

専門医共通講習：⑤地域医療：1 単位

講 演 2 (午後 3 時 35 分～午後 4 時 35 分)

「在宅医療について語ろう～語り、ACP、ささえる、看取り、医療倫理」

たなか往診クリニック 院長 田中 誠 先生

日医生涯教育講座 カリキュラムコード：2. 医療倫理：臨床倫理 1 単位

専門医共通講習：①医療倫理(必修) 1 単位

主 催 京都府医師会

「京都医報」へのご投稿について

府医では、会員の皆さまから「会員の声」「北山杉」「他山の石」「私の趣味（仮）」「開業医奮闘記」の各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿ください。

なお、字数は原則として下記のとおりですが、最大でも3000字（医報2ページ分、写真・図表・カット（絵）等を含む）まででお願いいたします。原稿の採否は、府医広報委員会の協議により決定します。場合によっては、本文の訂正・加筆、削除、分載等をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、同じ著者の投稿は原則として1年間に1編とします。

【原稿送付先・お問い合わせ先】

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会総務課「京都医報」係
TEL 075-354-6102 FAX 075-354-6074 e-mail kma26@kyoto.med.or.jp

会員の声

「会員の声」には、医療についての意見、医師会への要望・批判などを1200字程度にまとめてお寄せください。

北山杉

「北山杉」には、紀行文・エッセイなどを1200字程度でお寄せください。

他山の石

これまでに体験した「ヒヤリ・ハット」事例を1200字程度でお寄せください。特別な形式はありませんが、①事例内容 ②発生要因 ③その後の対策等—についてご紹介ください。掲載にあたっては、原則「匿名」とさせていただき、関係者などが特定できない形での掲載となります。

私の趣味

「自転車」「DIY（日曜大工）」「料理」「園芸」「旅行」「映画」「書籍（医学書以外）」「音楽」「演劇鑑賞」「ワイン（酒）」「登山日記」「鉄道」などについてジャンルは問いません。読者に知ってもらいたい、会員の先生方の深い造詣を1200字程度でご披露いただければ幸いです。

開業医奮闘記

日常診療で尽力されている事柄や感じていること、出来事などについてのご投稿をいただくことで、会員の先生方の参考となればと思っております。こちらも1200字程度でお寄せください。

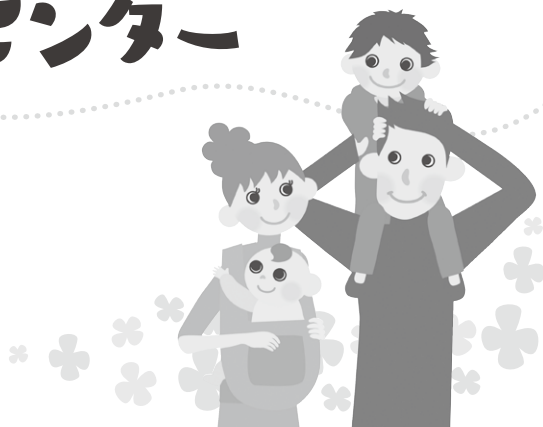
京都府医師会

子育てサポートセンター

京都府医師会は、
子育て中の先生方を応援します。



詳細はホームページを
ご覧ください。



会 員 消 息

(6/11, 6/18 定例理事会承認分)

入 会

氏 名	会 員 区 分	地 区	医 療 機 関	診 療 科 目
野間 俊一	A	伏 見	伏見区深草直違橋5丁目322-1 AKビル3F のまこころクリニック	心療・精
田中 静吾	A	伏 見	伏見区日野西風呂町5 なごみの里病院	内・脳神内
樋垣 諒	A	亀 岡 市	亀岡市篠町森東垣内1-11 ひがき小児科医院	児・アレ
内片 健二	A	亀 岡 市	亀岡市余部町清水26-1 クリニックもみじ	精・心療
藤田 眞一	A	北 丹	京丹後市峰山町杉谷158-1 丹後中央病院	外
村山 有美	B 1	西 京	西京区桂御所町1 三菱京都病院	産婦
藤井 剛	B 1	山 科	山科区音羽珍事町2 洛和会音羽病院	産婦
岡田 晃一	B 1	山 科	山科区小山鎮守町29-1 洛和会音羽記念病院	腎内
中嶋 弥恵	B 1	宇 久	宇治市五ヶ庄三番割32-1 宇治おうばく病院	内・糖内
河崎 貴宣	B 1	与 謝	与謝郡与謝野町字男山481 京都府立医科大学附属北部医療センター	循内
亀井 沙織	B 1	中 東	中京区間之町通押小路上ル鍵屋町481 足立病院	産婦
姜 賢淑	B 1	中 東	中京区間之町通押小路上ル鍵屋町481 足立病院	産婦
田中 香織	B 1	中 東	中京区間之町通押小路上ル鍵屋町481 足立病院	児
若田 竜一	B 1	中 東	中京区間之町通押小路上ル鍵屋町481 足立病院	麻
山口真一郎	B 1	中 西	中京区聚楽廻松下町9-7 洛和会丸太町病院	心療
小池 和広	B 1	左 京	左京区下鴨東森ヶ前町17 京都下鴨病院	整外
西山 誉	B 1	左 京	左京区下鴨東森ヶ前町17 京都下鴨病院	整外
白 晨	B 1	左 京	左京区下鴨東森ヶ前町17 京都下鴨病院	整外

入 会

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
佐藤 礼子	B 1	乙 訓	向日市上植野町馬立 8 乙訓保健所	内
毛戸奈菜葉	C	中 西	中京区壬生東高田町 1 - 2 京都市立病院	研修
鳥越 雅	C	下 西	下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院	研修
湯川 祥子	C	下 西	下京区七条御所ノ内北町 94 新京都南病院	研修

異 動

氏 名	会員 区分	地 区	医 療 機 関	診療科目
高田 博輝	A → A	舞鶴 → 舞鶴	舞鶴市倉梯町 17 - 11 高田内科医院 ※法人化にともなう異動	内・循内
岡山 容子	A → A	中東 → 中東	中京区少将井町 245 - 1 藤和シティスクエア烏丸丸太町 201 おかやま在宅クリニック ※医療機関移転にともなう異動	内・整外・皮・ 耳
長谷川雅昭	B1 → A	宇久 → 宇久	城陽市久世下大谷 18 - 111 コクラ医院	内・糖内・呼内・ 消内・児・リハ
赤木 博	A → B1	伏見 → 伏見	伏見区日野西風呂町 5 なごみの里病院	内
アル德里ャヌ恵	A → B1	宇久 → 宇久	城陽市久世下大谷 18 - 111 コクラ医院	内・呼内・消内・ 糖内・児・リハ
西島 直城	A → B1	北丹 → 北丹	京丹後市峰山町杉谷 158 - 1 丹後中央病院	整外・リウ
奥田 龍三	B1 → B1	西京 → 西京	西京区大枝沓掛町 13 - 107 洛西シミズ病院	整外
松本 有紀	B1 → B1	西京 → 中東	中京区間之町通押小路上ル鍵屋町 481 足立病院	産婦

退 会

氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区	氏 名	会員 区分	地 区
坊田 哲也	A	亀岡市	高橋 伸基	B 1	下 西	山本 啓太	B 1	綴 喜
小畑 達郎	B 1	伏 見	寺坂 紗稀	C	西 京	東山 智彦	C	西 京

田村 義夫氏／伏見地区：醍醐班／4月12日ご逝去／84歳
 木村 敏之氏／宇久地区：第9班／5月22日ご逝去／80歳
 田中真紀子氏／宇久地区：第8班／6月7日ご逝去／44歳
 謹んでお悔やみ申し上げます。

第10回 定例理事会（6月11日）

報 告

1. 会員の逝去
2. 6月度総務担当部会の状況
3. 融資斡旋の状況
4. 6月度保険医療担当部会の状況
5. 6月度地域医療担当部会の状況
6. 6月度学術・会員業務・養成担当部会の状況
7. 令和元年度第11回近医連常任委員会の状況

議 事

8. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
9. 会員の入会・異動・退会 19件を可決
10. 常任委員会の開催を可決
11. 子育てサポートセンターのホームページ新設を可決
12. 令和2年度都道府県医 災害医療・感染症

- 危機担当理事連絡協議会への出席を可決
13. 「愛の血液助け合い運動」の後援を可決
14. がん登録事業委員会委員の委嘱替えを可決
15. 学校検尿事業委員会委員の委嘱替えを可決
16. 令和2年度「京都府地域包括ケア構想に資する在宅医療推進事業（地区医師会在宅医療推進事業）補助金」の交付追加申請を可決
17. 令和2年度在宅医療・地域包括ケア推進事業 第1回「ブレイントラスト会議」食支援Partの開催を可決
18. 令和2年度在宅医療・地域包括ケア推進事業 第1回「ブレイントラスト会議」排泄支援Partの開催を可決
19. 第3回産業医部会幹事会の開催を可決
20. 第4回産業医部会正副幹事長会の開催を可決
21. 令和2年度第1回京都府認知症疾患医療センター連携協議会への出席を可決
22. 日医生涯教育講座の認定を可決

第11回 定例理事会（6月18日）

報 告

1. 会員の逝去
2. 第6回医師のワークライフバランス委員会の状況

3. 第6回乳幼児保健委員会の状況
4. 第5回消化器がん検診委員会の状況
5. 第10回医事紛争相談室の状況
6. 第6回学術・生涯教育委員会の状況

7. 新型コロナウイルス感染症に係る融資等の状況

議 事

8. 京都府・京都市等外部審議会委員等の推薦ならびに推薦替えを可決
9. 会員の入会・異動・退会 20 件を可決
10. 常任委員会の開催を可決
11. 第 3 回地区庶務担当理事連絡協議会の開催を可決
12. 医学生・研修医をサポートする会の開催を可決
13. 感染症対策委員会の委嘱替えを可決
14. 第 4 回京都府糖尿病対策推進事業委員会の開催を可決
15. 乳幼児保健委員会委員の追加委嘱を可決

16. 第 4 回胃がん内視鏡検診運営小委員会の開催を可決

17. 産業医研修会集中講座の開催を可決
18. 救急・災害委員会委員の委嘱替えを可決
19. 日医生涯教育講座の認定を可決
20. 新型コロナウイルス感染症が及ぼす京都府内の臨床研修医への影響にかかるアンケート調査の実施を可決
21. 第 11 回医事紛争相談室の開催を可決
22. 第 147 回日医定例代議員会への出席を可決
23. 令和 2 年度第 1 回近医連常任委員会への出席を可決
24. 令和 2 年度第 2 回近医連常任委員会への出席を可決
25. 令和 2 年度関医連常任委員会への出席を可決

～ 8 月度請求書（7 月診療分） 提出 期 限 ～

- ▷基金 10日(月・祝) 午後 5 時 30 分まで
▷国保 10日(月・祝) 午後 5 時まで
▷労災 11日(火) 午後 5 時まで

☆提出期限にかかわらず、お早めにご提出ください。
☆保険だより 3 月 15 日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

保険だより

— 必 読 —

新型コロナウイルス感染症に係る 検査を行政検査として委託契約を行った 医療機関の診療報酬請求について

前号でもご案内しましたが、行政検査として唾液を検体とする PCR 検査を行った医療機関のレセプト記載例をお知らせします。

1. 公費負担者番号 (8 桁) : 医療機関の所在地に応じて、
京都府 (京都市を除く) 「28260503」、
京都市「28261501」を記載
2. 公費負担医療の受給者番号 (7 桁) : 「9999996」を記載
3. 患者負担 : 行政検査として公費対象となるのは PCR 検査料、
微生物学的検査判断料のみで、初診料等は含まない。初診料等に係る一部負担金は患者の自己負担割合に応じて徴収する。
4. 記載例

(1) 初診時に PCR 検査 (唾液) を実施した場合

算定点数 : 初診料 288 点, PCR 検査料 1800 点, 微生物学的検査判断料 150 点

窓口徴収 : 3 割負担 288 点 → 860 円 (1950 点分の 3 割分は公費負担)

公費負担者 番号①	28261501 ※京都市の医療機関の場合	公費負担医療の 受給者番号①	9999996
--------------	--------------------------	-------------------	---------

※主保険の保険者番号、被保険者の記号・番号も必ず記載

傷病名		(1) COVID-19 疑い その他省略			
11	初 診	1 回 288 点	公費点数	60	SARS-CoV-2 核酸検出 1800 × 1
60	検病 薬剤 査理	1 回 1,950	1,950		※株式会社●●所へ提出 微生物学的検査判断料 150 × 1
※検査所に検査を委託する場合は、摘要欄に検査所名を記載 ※検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、検査を再度実施した場合は、必要と判断した医学的根拠を摘要欄に記載					
療養の 給付	保 険	請 求 点 2,238	※ 決 定 点	一部負担金額 円	
	公費 ①	点 1,950	点	減額 割(円)免除・支払猶予 円 0	

(2) 小児科外来診療料を算定する患者 (5 歳) に PCR 検査 (唾液) を実施した場合

算定点数 : 小児科外来診療料 (初診・院内処方) 716 点, PCR 検査料 1800 点,

微生物学的検査判断料 150 点 ※処方料等は省略

窓口徴収 : 2 割負担, 子育て支援医療助成制度 (公費番号 45, 京都市)

716 点 → 1,430 円 (1950 点分の 2 割分は公費負担)

8 月度請求書 (7 月診療分)

提 出 期 限

▷基金 10日(月・祝)

午後 5 時 30 分まで

▷国保 10日(月・祝)

午後 5 時まで

▷労災 11日(火)

午後 5 時まで

※オンライン請求は 10 日(月・祝)

☆提出期限にかかわらず、

お早めにご提出ください。

☆保険だより 3 月 15 日号に半年分の基金・国保の提出期限を掲載していますので併せてご参照ください。

注：レセプトは①通常のもの（小児科外来診療料を算定）と②PCR 検査にかかるものの 2 枚作成。オンライン又は電子媒体請求の医療機関も②は紙レセプトで請求する。

①通常のもの（公費 45 対象）

公費負担者 番号①	4 5 2 6 5 ●●●	公費負担医療の 受給者番号①	●●●●●●●●
--------------	---------------	-------------------	----------

※国保、京都市子ども医療費支給制度

※主保険の保険者番号、被保険者の記号・番号も必ず記載

13	医学管理	1 回	716 点	公費点数	13	小児科外来診療料（院内処方、初診） 716 × 1
60	検病 査理	薬剤				
療養の 給付	保 険	請 求 点 716	※ 決 定 点	一部負担金額 円 減額 割(円)免除・支払猶予		
	公 費 ①	716 点	点	円 1,432		

※上記は加入保険が国保のケース。社保の場合は、単独扱いで、子育て医療費は国保に別に請求。

②PCR 検査にかかるもの（公費 28 対象） ※紙レセプトで請求

公費負担者 番号①	2 8 2 6 1 5 0 1 ※京都市の医療機関の場合	公費負担医療の 受給者番号①	9 9 9 9 9 6
--------------	---------------------------------	-------------------	-------------

※主保険の保険者番号、被保険者の記号・番号も必ず記載

傷病名		(1) COVID-19 疑い その他省略			
13 医学管理			公費点数	60	SARS-CoV-2 核酸検出 1800 × 1 ※実施日時, 実施理由, 医学的根拠を記載 ※小児科外来診療料を算定 ※株式会社●●所へ提出 微生物学的検査判断料 150 × 1
60 検病 査理	1 回 1,950 薬剤				
※ア) 検査を実施した日時, イ) 検査実施理由, ウ) 本検査が必要と判断した医学的根拠, エ) 当該患者が算定する医学管理料等を摘要欄に記載 ※検査所に検査を委託する場合は, 摘要欄に検査所名を記載 ※検査の結果が陰性であったものの, COVID-19 以外の診断がつかず, 検査を再度実施した場合は, 必要と判断した医学的根拠を摘要欄に記載					
療養の給付	保 険	請 求 点 1,950	※ 決 定 点	一部負担金額 円 減額 割(円)免除・支払猶予	
	公費①	点 1,950	点	円 0	

※ア) 検査を実施した日時、イ) 検査実施理由、ウ) 本検査が必要と判断した医学的根拠、
エ) 当該患者が算定する医学管理料等を摘要欄に記載

※検査所に検査を委託する場合は、摘要欄に検査所名を記載

※検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかず、検査を再度実施した場合は、必要と判断した医学的根拠を摘要欄に記載

参考) 小児かかりつけ診療料、地域包括診療料、認知症地域包括診療料、生活習慣病管理料、手術前医学管理料、在宅がん医療総合診療料を算定する患者に対して、必要があって PCR 検査を行った場合も、上記と同様に PCR 検査に係る費用を算定できる。

新型コロナウイルス核酸検出検査に係る Q & A について

◇厚生労働省疑義解釈資料（令和 2 年度診療報酬改定その 21・22 / 7 月 2 日・8 日付）

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問 1 令和 2 年 3 月 6 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2 の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 2 年 7 月 2 日付けで薬事承認された「ジーンキューブ SARS-CoV-2」（東洋紡株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答） 令和 2 年 7 月 2 日より保険適用となる。

問 2 令和 2 年 3 月 6 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「国立感染症研究所が作成した「病原体検出マニュアル 2019-nCoV」に記載されたもの若しくはそれに準じたもの」とあるが、「新型コロナウイルスに関する行政検査の遺伝子検査方法について」（令和 2 年 3 月 18 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、行政検査等に用いる遺伝子検査方法として示されている、国立感染症研究所のホームページに掲載された「臨床検体を用いた評価結果が取得された 2019-nCoV 遺伝子検査方法について」（厚生労働省健康局結核感染症課・国立感染症研究所）に記載された「エリート MGB SARS-CoV-2 キット」（ELITech 社）はこれに該当するか。

（答） 該当する。

京都市の老人医療費支給制度（㊦41）の 案内ポスターについて

京都市が老人医療費支給制度（㊦41）を周知するためのポスター（「老人医療費支給制度について」（A 3 版））を作成しました。京都市内 A 会員あて、1 部同封しておりますので医療機関の待合室等での掲示をお願いします。

ひとくちメモ

唾液による新型コロナ PCR 検査実施時における 院内トリアージ実施料の算定について

7月15日号京都医報地域医療部通信「新型コロナウイルス感染症関連情報（第11報）」にて、唾液による新型コロナ PCR 検査について、実施医療機関の募集等が行われていますが、実際に当該検査を行う際、下記の算定要件を満たせば、院内トリアージ実施料の算定が可能ですので、ご注意ください。

院内トリアージ実施料（300点）の算定要件（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱い）

- 本来は施設基準の届出を要するが、臨時的取り扱いとして、不要となっている
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で、外来診療を行った場合に、受診の時間帯によらず、算定可
- 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う
- 患者またはその家族に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分説明する
- 初診時に限らない（再診時、往診時でも算定可）

向日市および大山崎町の 子育て支援医療費助成制度^{④⑤}の拡充について

向日市および大山崎町の子育て支援医療費助成制度（いわゆる^{④⑤}）について、市町単独分として、下記のとおり、9月診療分から太枠で囲った部分が拡充されますので、お知らせいたします。

今回の拡充により、中1から中3における外来の自己負担額はそれぞれ200円（1医療機関・1ヶ月）となります（従来は1,500円（1医療機関・1ヶ月））。

		入 院 外		入 院	
		負 担 金	給付方法	負 担 金	給付方法
向日市	3～小6	200円 (1医療機関・1ヶ月)	さくら色の 受給者証： 45261096	京都府制度	
	中1～中3	200円 (1医療機関・1ヶ月)	さくら色の 受給者証： 45261096	京都府制度	
大山崎町	3～小6	200円 (1医療機関・1ヶ月)	さくら色の 受給者証： 45261518	京都府制度	
	中1～中3	200円 (1医療機関・1ヶ月)	さくら色の 受給者証： 45261518	京都府制度	

近畿厚生局への施設基準に係る報告(7.1 報告)について

報告忘れに注意！

本年度の 7 月 1 日現在の施設基準等に係る報告（以下、「7.1 報告」という）に関して、近畿厚生局から 7 月 10 日頃に関係書類が送付されています。報告期限が 7 月 31 日(金) までとなっていますので、今一度ご確認ください。

施設基準の適時調査の運用見直しにより、7.1 報告は施設基準の届出をしている医療機関が、自ら施設基準の要件を満たしているか点検（確認）し、その結果を近畿厚生局に報告する「自己点検方式」となっています。報告書の取り扱いについては下記をご確認ください。

また、届出が不要となっている施設基準（参考）については、要件を満たしていない場合は診療報酬を算定できませんのでご注意ください（報告は不要）。

ご不明点等につきましては、府医保険医療課もしくは近畿厚生局京都事務所までお問い合わせください。

記

病院、有床診療所、特定の施設基準の届出をしている無床診療所に対しては下記①と②の 2 種類、それ以外の無床診療所に対しては、②の 1 種類のみが送付されています。

①事務連絡「施設基準等の届出状況等の報告について（医科）」〔緑色刷り〕

(1) 対象の医療機関

ア 病院、有床診療所

イ ニコチン依存症管理料、在宅療養支援診療所、糖尿病透析予防指導管理料、白内障の患者に対する多焦点眼内レンズの支給等の施設基準を届出している無床診療所

ウ 明細書を発行できない「正当な理由」を届出している無床診療所

(2) 報告書類

必要な報告書類の名称が事務連絡の【報告】欄にあらかじめ印字されているので、近畿厚生局 HP から報告様式をダウンロードし、緑色刷り事務連絡の下部（キリトリ）と併せて近畿厚生局京都事務所に報告（郵送）する。

(3) 留意点

必ず報告が必要。

②事務連絡「施設基準の適合性の確認について」

(1) 対象の医療機関

すべての医療機関

(2) 報告書類

近畿厚生局 HP にて、自院が届出している施設基準を確認し、要件を満たしているかどうか点検を行った上で、送付物に同封されている報告書類について下記の対応を行う。

ア 病院、有床診療所

i) 施設基準の要件を満たしているか否かにかかわらず、近畿厚生局京都事務所に点検結果を報告する（「施設基準の適合性の確認について（報告）」（緑色刷り）を郵送）。

ii) 要件を満たしていない施設基準については、併せて「辞退届」を提出。

イ 無床診療所

i) 施設基準の要件を満たしていない場合のみ、近畿厚生局京都事務所に点検結果を報告す

る（「施設基準の適合性の確認について（報告）」（白黒刷り）を郵送）。

ii) 要件を満たしていない施設基準については、併せて「辞退届」を提出。

(3) 留意点

「病院、有床診療所」は、必ず報告が必要。

「無床診療所」は、施設基準の要件を満たしていない場合のみ、報告が必要。

参考 届出が不要となっている施設基準

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| ・夜間・早朝等加算 | ・がん治療連携管理料 |
| ・明細書発行体制等加算 | ・遠隔連携診療料 |
| ・臨床研修病院入院診療加算 | ・認知症専門診断管理料 |
| ・妊産婦緊急搬送入院加算 | ・診療情報提供料（Ⅲ） |
| ・重症皮膚潰瘍管理加算 | ・経皮的冠動脈形成術 |
| ・強度行動障害入院医療管理加算 | ・経皮的冠動脈ステント留置術 |
| ・がん拠点病院加算 | ・医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 |
| ・高度難聴指導管理料 | （歯科点数表第 2 章第 9 部手術の通則 4 を含む。） |
| ・小児抗菌薬適正使用支援加算 | に掲げる手術 |
| ・夜間休日救急搬送医学管理料 | |

提出先：近畿厚生局京都事務所

所在地 〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町 691 りそな京都ビル 5 階

電話番号 075-256-8681

南丹市単独福祉医療費助成制度 (㊼重度心身障害児者医療) の受給者証の更新について

8 月 1 日以降、南丹市福祉医療費（㊼重度心身障害児者医療）の受給者証が下記のとおり更新されますのでお知らせします。

記

公費負担者番号	4 3 2 6 1 1 4 8
新証の色	水 色
使用期間	令和 2 年 8 月 1 日～令和 3 年 7 月 31 日

検査料の点数の取り扱いについて

7 月 1 日から

新たな臨床検査 3 件 (E2 (既存項目・変更あり), E3 (新項目・改良項目)) が保険適用されたことにともない, 厚生労働省保険局医療課長から下記のとおり取り扱う通知が示され, 7 月 1 日から適用となりましたので, お知らせします。

記

■ 7 月 1 日から新たに保険適用が認められた検査

測定項目	オートタキシンキット
販売名	AIA-パック CL [®] オートタキシン
区分	E2 (既存項目・変更あり)
測定方法	化学発光酵素免疫測定法 (CLEIA 法)
主な測定目的	血清中のオートタキシンの測定 (肝臓の線維化進展の診断の補助)
準用点数	D007 血液化学検査 46 オートタキシン 194 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) を次のように改める。(変更箇所下線部) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D007 血液化学検査 (1) ~ (40) (略) (41) オートタキシン ア 「46」のオートタキシンは, サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により, 慢性肝炎又は肝硬変の患者 (疑われる患者を含む。) に対して, 肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ (略)

測定項目	C 型肝炎ウイルス核酸キット
販売名	アプティマ HCV
区分	E2 (既存項目・変更あり)
測定方法	TMA 法及び核酸ハイブリダイゼーション法
主な測定目的	血清又は血漿中の C 型肝炎ウイルス (HCV) RNA の測定 (C 型肝炎ウイルス感染の診断の補助等)
準用点数	D023 微生物核酸同定・定量検査 13 HCV 核酸定量 437 点

関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章(特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部)
	第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(12) (略) (13) HCV 核酸定量 ア 「13」の HCV 核酸定量は、分岐 DNA プローグ法、PCR 法又は TMA 法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性 C 型肝炎の診断、C 型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。 イ (略)

測定項目	抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体および抗 β 2 グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体 4 項目同時測定キット
販売名	クアンタフラッシュ APS
区分	E3 (新項目・改良項目)
測定方法	化学発光免疫測定法 (CLIA 法)
主な測定目的	血漿又は血清中の抗リン脂質抗体 (抗カルジオリピン抗体及び抗 β 2 グリコプロテイン I 抗体) の測定 (抗リン脂質抗体症候群の診断補助)
準用点数	・ D014 自己抗体検査 27 抗カルジオリピン抗体 232 点 上記点数の 3 回分 696 点
関連する留意事項の改正	※「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 2 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章(特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部)
	第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D014 自己抗体検査 (1)～(8) (略) (9)～(25)の抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I 複合体抗体と「27」の抗カルジオリピン抗体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 (9)～(27) (略) <u>(28) 抗リン脂質抗体検査 (抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗 β 2 グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定) は、「27」を準用して算定する。</u> <u>ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗 β 2 グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の 3 回分を合算した点数を準用して一連の治療につき 2 回に限り算定する。</u> <u>イ 「25」の抗カルジオリピン β 2 グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び (28) の検査のいずれか 2 つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。</u>

フェントステープ 0.5mg 等の 留意事項の一部改正等について

今般、フェントステープ 0.5mg 等の保険適用上の取り扱いに関する留意事項が一部改正等されましたのでお知らせします。

今回の改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律第 14 条第 9 項の規定に基づき、効能・効果等の一部変更承認がなされたこと等にとまなうものです。

記

1 効能・効果等の一部変更承認等に伴う留意事項について

(1) フェントステープ 0.5mg, 同テープ 1 mg, 同テープ 2 mg, 同テープ 4 mg, 同テープ 6 mg 及び同テープ 8 mg

① 本製剤の使用に当たっての留意事項については、「フェンタニルクエン酸塩経皮吸収型製剤の使用に当たっての留意事項について」(平成 26 年 6 月 20 日付け薬生審査発 0620 第 1 号・薬食監麻発 0620 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・監視指導・麻薬対策課長通知)により通知されたところであるので、十分留意すること。

② がん疼痛

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「本剤貼付前にオピオイド鎮痛剤を使用していないがん疼痛患者に対しては、経口オピオイド鎮痛剤に比べ本剤による治療が有益であると考えられる場合(経口投与が困難な患者、経口剤による副作用発現のおそれがある患者、多剤併用等により貼付剤の投与が望まれる患者など)にのみ使用すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 慢性疼痛

本製剤の効能又は効果において「慢性疼痛は他のオピオイド鎮痛剤から切り替えて使用する場合に限る。」とされているので、本製剤貼付前にオピオイド鎮痛剤を使用していない患者に対しては、本製剤を使用しないこと。

(2) デュロテップ MT パッチ 2.1mg, 同 MT パッチ 4.2mg, 同 MT パッチ 8.4mg, 同 MT パッチ 12.6mg 及び同 MT パッチ 16.8mg

① 本製剤の使用に当たっての留意事項については、「フェンタニル経皮吸収型製剤の使用に当たっての留意事項について」(平成 22 年 1 月 20 日付け薬食審査発 0120 第 9 号・薬食監麻発 0120 第 4 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・監視指導・麻薬対策課長通知)により通知されたところであるので、十分留意すること。

② 本製剤の効能・効果において「他のオピオイド鎮痛剤から切り替えて使用する場合に限る。」とされているので、本製剤貼付前にオピオイド鎮痛剤を使用していない患者に対しては、本製剤を使用しないこと。

(3) ワンデュロパッチ 0.84mg, 同パッチ 1.7mg, 同パッチ 3.4mg, 同パッチ 5 mg 及び同パッチ 6.7mg

① 本製剤の使用に当たっての留意事項については、「フェンタニル 1 日用経皮吸収型製剤の使用に当たっての留意事項について」(平成 25 年 12 月 20 日付け薬食審査発 1220 第 13 号・薬食監麻発 1220 第 5 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・監視指導・麻薬対策課長通知)により通知されたところであるので、十分留意すること。

② 本製剤の効能・効果において「他のオピオイド鎮痛剤から切り替えて使用する場合に限る。」とされているので、本製剤貼付前にオピオイド鎮痛剤を使用していない患者に対しては、本製剤を使用しないこと。

2 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項の一部改正について

▷「使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正について」(平成 22 年 12 月 10 日付保医発 1210 第 2 号)の記 2 の(1)

現 行	改 正 後
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) サムスカ錠 15mg 本製剤の警告において、心不全及び肝硬変における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による橋中心髄鞘崩壊症を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月 1 回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。ついては、使用に当たっては十分留意すること。	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (1) サムスカ錠 15mg 本製剤の警告において、心不全における体液貯留については、「本剤投与により、急激な水利尿から脱水症状や高ナトリウム血症を来し、意識障害に至った症例が報告されており、また、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による浸透圧性脱髄症候群を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始又は再開すること。また、特に投与開始日又は再開日には血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、SIADH における低ナトリウム血症については、「本剤投与により、急激な血清ナトリウム濃度の上昇による浸透圧性脱髄症候群を来すおそれがあることから、入院下で投与を開始、増量又は再開し、急激な血清ナトリウム濃度の上昇がみられた場合には適切な処置を行うこと。特に投与開始日、増量日又は再開日には水分制限を解除し、血清ナトリウム濃度を頻回に測定すること。」と記載されている。また、常染色体優性多発性のう胞腎については、「特に投与開始時又は漸増期において、過剰な水利尿に伴う脱水症状、高ナトリウム血症などの副作用があらわれるおそれがあるので、少なくとも本剤の投与開始は入院下で行い、適切な水分補給の必要性について指導すること。また、本剤投与中は少なくとも月 1 回は血清ナトリウム濃度を測定すること。」と記載されている。ついては、使用に当たっては十分留意すること。

※サムスカ錠 7.5mg, 同錠 30mg, サムスカ顆粒 1 %およびサムスカ OD 錠 7.5mg, 同 OD 錠 15mg, 同 OD 錠 30mg でも同趣旨の改正あり。

ゼオマイン筋注用 50 単位，同筋注用 100 単位および 同筋注用 200 単位の使用にあたっての留意事項について

今般，インコボツリヌストキシン A 製剤（ゼオマイン筋注用 50 単位，同筋注用 100 単位および同筋注用 200 単位）について，「上肢痙縮」を効能・効果として製造販売が承認されました。

本剤の使用にあたっては，下記の承認条件に基づく適正な流通管理等が実施されるとともに，A 型ボツリヌス毒素製剤（ボトックス注用 50 単位および同注用 100 単位）との効能・効果および用法・用量の相違に留意して，安全性に十分配慮した使用が徹底されるよう求められています。

また，本剤と A 型ボツリヌス毒素製剤との効用・効果および用法・用量に関する比較表が併せて示されています。

本剤と A 型ボツリヌス毒素製剤との同時投与は原則として避けることとされているとともに，A 型ボツリヌス毒素製剤による治療後に本剤を使用する場合には，少なくとも A 型ボツリヌス毒素製剤の上肢痙縮を対象とした用法・用量で規定されている投与間隔をあけ，患者の症状を十分に観察した上で，効果が消失し，安全性上の問題がないと判断された場合にのみ投与するよう，周知徹底が依頼されています。

記

▷承認条件

1. 医薬品リスク管理計画を策定の上，適切に実施すること。
2. 本剤についての講習を受け，本剤の安全性及び有効性を十分に理解し，本剤の施注手技に関する十分な知識・経験のある医師によってのみ用いられるよう，必要な措置を講じること。
3. 本剤の使用後に失活・廃棄が安全・確実に行われるよう，廃棄については薬剤部に依頼する等，所要の措置を講じ，廃棄に関する記録を保管すること。

▷A 型ボツリヌス毒素製剤との効能・効果及び用法・用量に関する比較

インコボツリヌストキシン A 製剤（販売名：ゼオマイン筋注用 50 単位，同筋注用 100 単位及び同筋注用 200 単位）	A 型ボツリヌス毒素製剤（ボトックス注用 50 単位及び同注用 100 単位）
効能・効果	
上肢痙縮	眼瞼痙攣，片側顔面痙攣，痙性斜頸，上肢痙縮，下肢痙縮，2 歳以上の小児脳性麻痺患者における下肢痙縮に伴う尖足，重度の原発性腋窩多汗症，斜視，痙攣性発声障害，既存治療で効果不十分又は既存治療が適さない過活動膀胱における尿意切迫感，頻尿及び切迫性尿失禁，既存治療で効果不十分又は既存治療が適さない神経因性膀胱による尿失禁

上肢痙縮に係る用法・用量	
通常，成人にはインコボツリヌストキシン A として複数の緊張筋 ^注 に合計 400 単位を分割して筋肉内注射する。1 回あたりの最大投与量は 400 単位であるが，対象となる緊張筋の種類や数により，投与量は必要最小限となるよう適宜減量する。また，再投与は前回の効果が減弱した場合に可能であるが，投与間隔は 12 週以上とすること。なお，症状に応じて投与間隔は 10 週まで短縮できる。 注）緊張筋：橈側手根屈筋，尺側手根屈筋，浅指屈筋，深指屈筋，腕橈骨筋，上腕二頭筋，上腕筋，方形回内筋，円回内筋，長母指屈筋，母指内転筋，短母指屈筋 / 母指対立筋等	通常，成人には A 型ボツリヌス毒素として複数の緊張筋*に合計 400 単位を分割して筋肉内注射する。1 回あたりの最大投与量は 400 単位であるが，対象となる緊張筋の種類や数により，投与量は必要最小限となるよう適宜減量する。また，再投与は前回の効果が減弱した場合に可能であるが，投与間隔は 12 週以上とすること。 *緊張筋：上腕二頭筋，上腕筋，腕橈骨筋，橈側手根屈筋，尺側手根屈筋，深指屈筋，浅指屈筋，長母指屈筋，母指内転筋等

(注) A 型ボツリヌス毒素製剤としては,「ボトックス注用 50 単位及び同注用 100 単位」の他に,「ボトックスビスタ注用 50 単位」が,「65 歳未満の成人における眉間又は目尻の表情皺」を効能・効果として承認されている。

被爆者健康手帳の無効通知について

次のとおり京都府健康福祉部長より無効通知が送付されましたので，ご注意ください。

受 給 者 番 号	0032417
氏 名	山 本 千鶴子
生 年 月 日	—
無 効 事 由	紛 失
無 効 年 月 日	令 2 . 7 . 2

地域医療部通信

ロタウイルスワクチン予防接種の定期接種化について ～京都市予防接種協力医療機関募集のお知らせ～

京都市では、予防接種法に係る政省令が改正されたことを受け、令和 2 年 10 月 1 日から新たにロタウイルスワクチン予防接種を定期接種として開始します。

つきましては、京都市における予防接種協力医療機関を下記の要領で募集いたしますので、ご協力いただけます場合は、8 月 21 日(金)までに承諾書(裏面)に必要事項をご記入の上、京都府医師会地域医療 3 課(FAX: 075-354-6097)までご送信くださいますようお願いいたします。

なお、期日後も随時受け付けておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 開始日

令和 2 年 10 月 1 日(木) から通年実施

2 概 要

(1)対象者及び接種回数

接種回数等の異なる 2 種類のワクチンがあり、どちらも定期接種への使用が認められています。対象者は、令和 2 年 8 月 1 日以降に生まれた京都市民で、下表の週齢に該当する方です。

ワクチン名	対 象 者	接種回数
ロタリックス (経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン)	出生 6 週 0 日後から出生 <u>24 週 0 日後</u> の乳児	27 日以上の間隔を おいて <u>2 回</u>
ロタテック (5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチン)	出生 6 週 0 日後から出生 <u>32 週 0 日後</u> の乳児	27 日以上の間隔を おいて <u>3 回</u>
【標準的な接種期間】 どちらも、 <u>初回接種は生後 2 月から出生 14 週 6 日後までの間に接種</u> することが望ましい。		

※ 1 出生○週●日後とは、出生日の翌日を「出生 0 週 1 日後」として算出する。

※ 2 初回接種が出生 15 週 0 日後以降となる場合、安全性の観点から、接種を勧められない。

※ 3 対象者で、令和 2 年 10 月 1 日より前に、任意接種(全額自己負担)で受けた予防接種も上記の接種回数としてカウントするため、不足回数分のみ接種。

※ 4 同一のワクチンで規定回数の接種を完了することが原則であるが、転居等、やむを得ない事情がある場合は次の方法で接種できる。

	1 回目		2 回目		3 回目
①	ロタリックス	→	ロタテック	→	ロタテック
②	ロタテック	→	ロタテック	→	ロタリックス
③	ロタテック	→	ロタリックス	→	ロタリックス

(上記以外のパターンは認められない。)

(2)実施方法

京都市予防接種協力医療機関における個別接種とし、被接種者の保護者は協力医療機関に予約し、接種医は被接種者にロタウイルスワクチンを接種する。

(3)委託単価

ワクチン名	委託単価
ロタリックス	14,542 円
ロタテック	8,936 円

(4)その他

本事業の協力医療機関には、京都市から 9 月中旬に関係書類(予診票等)を送付予定です。

地域医療3課 FAX (075 - 354 - 6097)

承 諾 書

ロタウイルスワクチン定期予防接種に協力することを承諾いたします。

令和 年 月 日

医 療 機 関 名	
医 療 機 関 所 在 地	〒 -
電 話 / FAX 番 号	TEL - - FAX - -
承 諾 医 師 名 (署名・捺印) ※承諾医師が複数の場合、 <u>全ての医師名をご記入く</u> ださい。	
医療機関名の公表について (どちらかを○で囲んでく ださい。)	公表に同意する ・ 公表に同意しない

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨による 災害にかかる予防接種の取り扱いについて

災害のために居住地の市町村で定期接種を受けることが困難な者が、居住地以外の市町村（以下、「居住地外市町村」という。）において定期接種を希望する場合の接種の実施について、厚生労働省より事務連絡がなされました。

なお、実施にあたっては下記に留意していただきたいとしております。

記

1. 居住地外市町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の長から居住地外市町村長に対して定期接種の実施依頼が行われているが、標記災害により居住地の長が実施依頼を行うことが困難な場合には、被災者からの定期接種実施希望の申し出を以て居住地の長からの予防接種実施依頼があったものとし、居住地外市町村において定期接種を実施して差し支えないこと。
2. 当該定期接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。

令和 2 年度 在宅医療推進基盤整備事業補助金実施について

昨年度と同様、標記補助金の実施要項が策定された旨、京都府より通知がありましたので、お知らせいたします。この補助金は、在宅医療の推進を図るため、京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱に基づき、医療機関が実施する在宅医療を提供するために必要な医療機器の整備に係る経費に対し、補助金が交付されます。

本事業の補助対象者・補助対象経費は、次頁の「在宅医療推進基盤整備事業実施要領」（以下、実施要領）をご参照ください。

※申請書類の様式データが必要な場合は、京都健康医療よろずネット (<http://www.mfis.pref.kyoto.lg.jp/ap/qq/men/pwtpmenuult01.aspx>) からダウンロードしてください。

対象医療機器は、在宅医療に必要な医療機器で別紙 1 「対象機器一覧」に掲載されている機器に限られ、一部を除き据置型、消耗品等は除きます。

本事業の補助金交付を希望される場合は、「実施要領」をご確認の上、以下の必要書類を **9 月 18 日(金) 17 時（必着）**までに京都府医療課または各担当保健所（書類提出先一覧参照）までご提出いただきますようお願い申し上げます。また、郵送の際に、封筒に朱書きで「在宅医療補助金書類」とご記入ください。

1. 補助金交付申請書
2. 経費所要額調書
3. 事業計画書
4. 整備機器内訳書
5. 添付書類
 - (1) 収支予算書（見込書）抄本
 - (2) 口座振替依頼書
 - (3) その他参考となる資料（見積書、パンフレット、在宅医療に係る研修の受講証（写し）等）

○留意点

- ・補助申請医療機関の所在する地域によって、書類の提出先が異なります。
実施要項の第 7 及び別添書類提出先一覧をご確認ください。
- ・昨年度同様、事業計画書の提出作業は廃止となり、代わりに交付申請書を添付資料として提出していただきます。
- ・今回の交付申請書の提出は、補助金の交付を確約するものではありません。内容を審査の上、交付を見送る場合もありますので、ご承知おきください。
- ・事業着手は、原則として交付決定後に行ってください。交付決定前に事業を実施する場合は、指令前実施届をご提出ください。

申請内容をもとに、京都府の審査を経て 10 月を目途に交付額が決定いたします。

なお、交付申請書等作成にあたり、ご不明な点などございましたら、ご遠慮なく下記担当にお問い合わせください。

〈お問い合わせ〉 京都府健康福祉部医療課 地域医療担当係 関内

〒 602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL: 075-414-4745

FAX: 075-414-4752

京都府医師会在宅医療・地域包括ケアサポートセンター

TEL: 075-354-6079

在宅医療推進基盤整備事業実施要領

(趣旨)

第 1 本要領は、在宅医療の推進を図るため京都府地域医療介護総合確保事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、医療機関が実施する在宅医療を提供するために必要な医療機器の整備に係る経費に対する補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 補助対象者は次のとおりとする。

- (1) 新たに在宅医療(往診・訪問診療)に取り組む医療機関
在宅医療に係る研修一覧(別紙 1 (1) 対象となる研修)を修了しているものが常に勤務している医療機関であること
- (2) 既取組み医療機関^{*}
既に在宅医療を実施しており、今後、診療内容拡充及び患者受入可能件数増加等の、在宅医療の取組を拡充する計画を示している医療機関であること
※既取組み医療機関とは前年度に在宅医療取組の実績がある医療機関とする。

(補助対象経費等)

第 3 補助の対象とする経費、補助基準額及び補助率は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費
在宅医療に必要な医療機器等の整備に係る経費を対象とする。
※医療機器一覧(別紙 1 (2) 対象機器一覧)に掲載されている医療機器に限る
- (2) 補助基準額
3,000 千円
- (3) 補助率
1/2 以内

(交付申請)

第 4 補助を受けようとする医療機関は、別に定める期日までに、交付申請書(別記第 1 号様式)を提出するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第 5 補助対象者は、補助対象事業を中止し、又は事業計画の全部若しくは一部を変更するときは、あらかじめ補助金中止(変更)申請書(別記第 2 号様式)を提出するものとする。

(実績報告)

第 6 補助対象者は、事業が完了した日から起算して 1 箇月経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに実績報告書（別記第 3 号様式）を提出するものとする。

(書類の提出先)

第 7 この要領に基づく書類の提出先は、京都市に所在する医療機関にあっては健康福祉部医療課、その他の医療機関にあってはその医療機関が所在する区域を管轄する保健所とする。

附則

この要領は、平成 28 年度の事業分から適用する。

この要領は、平成 29 年度の事業分から適用する。

この要領は、平成 30 年度の事業分から適用する。

この要領は、平成 31 年度の事業分から適用する。

この要領は、令和 2 年度の事業分から適用する。

別紙 1

(1) 対象となる研修

実施団体	研 修 名
京都府 医師会	京都在宅医療塾Ⅰ
	京都在宅医療塾Ⅱ
	総合診療力向上講座
	生活機能向上研修（排泄支援・食支援など）
	難病研修
	日医かかりつけ医機能研修制度応用研修会
	かかりつけ医認知症対応力向上研修会
	かかりつけ医認知症対応力向上研修会：集合研修
	認知症サポート医フォローアップ研修
	主治医研修会
京都私立 病院協会	在宅医療・介護従事者養成研修
	在宅医療・介護人材育成研修
	医療・介護機能強化推進研修
	地域連携担当者教育研修
	地域連携強化推進研修
	地域包括ケア推進人材育成研修
	病院認知症対応力向上研修：集合研修
	病院認知症対応力向上研修：訪問研修
	病院認知症対応力向上研修：訪問研修フォローアップ
	病院認知症対応力向上研修：認知症対応に関わる医療・介護連携強化研修
	病院看護師のための認知症ケア講座
京都地域包括ケア 推進機構	在宅療養コーディネーター養成・フォローアップ研修
	かかりつけ医看取り支援（意思決定支援）研修
京都府健康福祉部 健康対策課	かかりつけ医がん対応力向上研修
その他	その他知事が認める研修（以下のものを添付すること。） ・受講証明書 ・研修カリキュラムが分かるもの 研修内容を確認の上、選定を行う。

※平成 27 年 4 月 1 日以降に受講していること。

※医師又は看護師が受講していること。

※交付申請書提出までに、上記の研修のいずれか 1 つ以上の修了証（写し）を添付すること。

本文第 2 の（1）に該当する医療機関で、交付申請後に上記研修を受講し、その後在宅医療に取り組む場合は実績報告書提出時に修了証（写し）を添付すること。

(2) 対象機器一覧

品 目
① X 線撮影装置 (往診・訪問診療用に限る)
②超音波診断装置 (バッテリー駆動可能な製品に限る)
③解析付心電計
④ポータブル内視鏡
⑤簡易睡眠時無呼吸検査装置
⑥血液・尿検査装置 (往診・訪問診療用に限る)
⑦肺機能検査装置 (持運び可能な製品に限る)
⑧パルスオキシメーター
⑨ネブライザー・吸引器
⑩輸液ポンプ・シリンジポンプ
⑪自動体外式除細動器 (AED)
⑫膀胱用超音波画像診断装置
⑬小型卓上高圧蒸気滅菌器
⑭血圧計 (持運び可能な製品もしくは卓上型)
⑮眼底・眼圧計 (持運び可能なハンディタイプに限る)
⑯生体情報モニタ (ベッドサイドモニタータイプに限る)
⑰経腸栄養用輸液ポンプ
⑱在宅身体機能関連機器

※交付申請書提出の際に、見積書及びパンフレットを添付すること。

※対象機器は在宅医療に必要なものとし、一部を除き据置型、消耗品等は除く。

在宅医療推進基盤整備事業事務手続きの流れ

事務内容	実施予定	事務の流れ		
事業実施通知 交付申請書 提出依頼	7 月 日	医療課	→	関係団体
事業実施通知 交付申請書 提出依頼	8 月 3 日 (月) ~		関係団体	→ 医療機関
交付申請書提出 (府あて)	9 月 18 日 (金) ✕	医療課 保健所	←	医療機関
交付決定通知	10 月中	医療課 保健所	→	医療機関
実績報告書提出 (府あて)	事業完了後 1 ヶ月以内 又は 4 月 10 日 (※)	医療課 保健所	←	医療機関
補助金交付	5 月中旬頃 (予定)	医療課 保健所	→	医療機関

※原則として、交付決定通知後に事業着手（機器購入）していただくことになります。

また、機器の納品及び代金支払いは当該年度末（3月31日）までに完了してください。

書類提出先一覧

提出先	管轄 市町村名	所在地	電話番号	FAX 番号	担当者名
健康福祉部 医療課 (本庁)	京都市	〒 602-8570 京都市上京区下立売通 新町西入藪ノ内町	075-414-4745	075-414-4752	関口
乙訓保健所 企画調整課	向日市	〒 617-0006 向日市上植野町馬立 8	075-933-1152	075-932-6910	近藤
	長岡京市				
	大山崎町				
山城北保健所 企画調整課	宇治市	〒 611-0021 宇治市宇治若森 7-6	0774-21-2199	0774-24-6215	吉井
	城陽市				
	八幡市				
	京田辺市				
	久御山町				
	井手町				
	宇治田原町				
山城南保健所 企画調整課	木津川市	〒 619-0214 木津川市木津上戸 18-1	0774-72-4301	0774-72-8412	野村
	笠置町				
	和束町				
	精華町				
	南山城村				
南丹保健所 企画調整課	亀岡市	〒 622-0041 南丹市園部町小山東町 藤ノ木 21	0771-62-3260	0771-63-0609	冲 (藤原)
	南丹市				
	京丹波町				
中丹西保健所 企画調整課	福知山市	〒 620-0055 福知山市篠尾新町 1-91	0773-22-5744	0773-22-4350	松島
中丹東保健所 企画調整課	舞鶴市	〒 624-0906 舞鶴市字倉谷 1350-23	0773-75-0805	0773-76-7746	米山
	綾部市				
丹後保健所 企画調整課	宮津市	〒 627-8570 京丹後市峰山町丹波 855	0772-62-0361	0772-62-4368	浦野
	京丹後市				
	与謝野町				
	伊根町				

介護保険ニュース

新型コロナウイルス感染症対応に係る介護報酬等の請求 (7月提出分および8月提出分) の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により、介護サービス事業所等の中には報酬請求の事務作業に遅れが生じることも想定されており、請求期日に間に合わない介護サービス事業所等への対応として、本年6月サービス提供分(7月提出分)および7月サービス提供分(8月提出分)に係る請求明細書の国保連への提出期限について、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ない事情がある場合については、通常の請求期日(サービス提供の翌月10日)後に請求することが可能とされています。また、このような場合においては、請求期日までに事務所所在の国保連に届け出ることとされていますので、ご注意ください。

高額介護(予防)サービス費に係る 激変緩和措置の終了について

平成29年8月1日から高額介護(予防)サービス費の一般区分の世帯に係る月額上限額の変更(37,200円→44,400円)が実施されています。

その際、3年間の激変緩和措置(平成29年8月1日から令和2年7月31日までの間)として、1割負担の被保険者のみの世帯(現役並み所得の層を除く)について、自己負担額の年間(前年の8月1日から7月31日までの間)の合計額に対して446,400円(37,200円×12)の負担上限額を設定していました。

当該激変緩和措置は7月31日をもって終了しましたので、ご注意ください。

京都府医師会会員の皆様へ ～ぜひ お問い合わせください～

<中途加入も可能です>

医師賠償責任保険制度(100万円保険)

【医師賠償責任保険・医療施設賠償責任保険】

本保険制度は、日本医師会医師賠償責任保険および特約保険の免責金額である100万円部分の補償ならびに施設に関わる賠償責任をカバーする医療施設賠償責任保険が付帯されたもので、日本医師会医師賠償責任保険制度を補完することを目的として発足いたしました。

加入タイプⅠ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である診療所の開設者個人(A1会員)、医師会会員を理事もしくは管理者として診療所を開設する法人
人格権侵害が補償されます。
(※医療施設賠償責任保険のみ)

加入タイプⅡ

ご加入対象(被保険者)：京都府医師会会員である勤務医師(A2会員)、法人病院の管理者である医師個人

※医療施設賠償責任保険は含みません。

年間保険料

加入タイプⅠ…6,980円・加入タイプⅡ…4,010円ですが、
中途加入の場合は保険料が変わりますので代理店にご連絡ください。

※各タイプの補償内容はパンフレットをご覧ください。

※ご加入者数により、保険料の引き上げ等の変更をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

医師賠償責任保険に個人を被保険者としてご加入の場合、刑事弁護士費用担保特約が付帯されます。

このご案内は、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容はパンフレットをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりませんが、ご不明な点がありましたら代理店または保険会社におたずねください。

【契約者】 一般社団法人 京都府医師会

【取扱代理店】 東京海上日動代理店 有限会社 ケーエムエー（京都府医師会出資会社）
〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6 京都府医師会館内
TEL 075-354-6117 FAX 075-354-6497

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 担当課：京都支店営業課
〒600-8570 京都市下京区四条富小路角

2020年3月1日作成 19-TC07799

京都医報 No.2178

発行日 令和2年8月1日

発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東梅尾町6

TEL 075-354-6101

E-mail kma26@kyoto.med.or.jp

ホームページ <https://www.kyoto.med.or.jp>

発行人 松井 道宣

編集人 飯田 明男

印刷所 株式会社ティ・プラス



発行所 京都医報社

〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栞尾町6 TEL 075-354-6101

発行人 松井道宣 編集人 飯田明男